

天栄村墓地公園の使用について【規制区域】

- 1 墓碑等の新設（改修等を含む）から遺髪等の埋蔵までの手続きについては、下記の（１）から（３）の手順で行ってください。

- （１） 墓碑等を新設（改修等を含む）しようとする場合は、事前に「墓所内工事着手届」（第７号様式）を提出してください。

また、新設等をする場合には条例に定める次の事項を遵守してください。

ア 設置できる設備は、墓碑、墓誌及び置台に限るものとし、別紙のとおりとする。

イ 数については、それぞれ一区画一基以内とする。

ウ 樹木の植栽は認めない。

エ 盛土をする時は縁石の高さを超えてはいけない。

【 添付書類 】

①「墓所使用許可証」の写し

②工事設計図

- （２） 墓碑等を新設した場合には、すみやかに「墓所内工事完成届」（第８号様式）を提出してください。

【 添付書類 】

①工事完成写真

- （３） 遺髪等を埋蔵しようとする場合は、事前に「遺髪遺品等埋蔵届」（第５号様式）を提出してください。

【 添付書類 】

①死体火葬許可証または改葬許可証

②「墓所使用許可証」

- 2 次のような場合にはお手続きが必要になりますので、役場住民課までお問い合わせください。

- （１）使用権を承継するとき（第１４号様式）
- （２）氏名、本籍、住所等に変更が生じるとき（第６号様式）
- （３）代理人を定め又は変更するとき（第２号様式）又は（第６号様式）
- （４）墓所使用許可証を紛失又は汚損したとき（第４号様式）
- （５）墓所を返還したいとき（第１３号様式）

※既納の使用料及び管理料の還付は原則できませんのでご了承ください。ただし、使用許可を受けた日から３年以内かつ当該場所の使用前に返還する場合は既納額の８０％が返還されます。

【 お問い合わせ先 】

〒962-0592

福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑 7 8

天栄村役場 住民課住民生活係

電話 0248-82-2119 Fax 0248-81-1008